

## さいたま市教育委員会所管の印刷物及びホームページにおける 広告掲載の取扱いについて

(平成19年3月27日教育長決裁)

さいたま市教育委員会（以下「市教委」という。）では、その所管する印刷物及びホームページ（以下「教委所管の印刷物等」という。）への広告掲載について、さいたま市広告掲載要綱（平成18年7月4日市長決裁）及びさいたま市広告掲載基準（平成18年7月4日政策局長決裁）によるもののほか、市教委内の統一的な独自の規制（以下「教委独自規制」という。）を設けるものとする。したがって、下記業種については、教委所管の印刷物等には、広告掲載は望ましくない。

各所属において、教委所管の印刷物等へ広告掲載を行う際に、教委独自規制の運用に関し疑義が生じた場合は、当該教委所管の印刷物等の目的、主な対象者、配布先その他諸般の事情を総合的に考慮し、当該広告の掲載が望ましいか否かについて、各所属が判断するものとする。

また、市教委所管の印刷物に広告掲載を行う場合は、広告枠の上方又は下方に、「以下は「〇〇〇（印刷物の名前）」の掲載内容とは関係ありません。この広報誌（パンフレット、冊子等）の製作費用の一部を広告料収入でまかっています。」という内容の文言を記載するよう努めるものとする。

この取扱いについては、教育長決裁の日から適用する。

教委所管の印刷物等に広告掲載が望ましくない業種

- ・ 学習塾
- ・ 外国語会話教室
- ・ 私立学校
- ・ 上記業種に準ずるものその他各所属の業務上、掲載が望ましくないもの